［事案 2024-105］給付金支払請求

・令和７年６月２日　裁定終了

＜事案の概要＞

告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和５年 11 月、右腎腫瘍により入院し、腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術を受けたため、同年６月に契約した組立型保険（契約①）および同年８月に契約した組立型保険（契約②）にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。

(1) 契約①の告知質問のうち、「過去５年以内に医師による診察、検査、治療、薬の処方を受けたことがありますか」に「はい」と回答したが、保険会社がデータを改ざんし、同告知質問には「いいえ」と回答したことになっている。同じ告知質問について、契約②では「はい」と回答し、契約①では「いいえ」と回答していることになっているが、このような矛盾した告知をする理由がない。

(2) 令和５年６月、A 診療所にて、「右の腎臓に腫瘍がみられます」と伝えられ、万が一の時のために生命保険に入ったほうが良いと思い、インターネット上で契約①に申し込んだ。数日後に契約①が引き受けられたので、安心していた。

(3) 同年７月、B 病院にて、「やはり右の腎臓に腫瘍がみられます」と言われたため、「100％悪性腫瘍ですか」と質問したところ、主治医は「お腹を切って手術してみないと良性腫瘍か悪性腫瘍か分かりません」と説明した。インターネットで検索したところ、10 万人に 20 人から 30 人しか腎臓がんにならないという情報があったため、保険会社に告知する程度でもないと思っていた。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立人が A 診療所で受けた令和５年４月の健診、同年６月の受診等は告知事項に該当するが、契約①の申込手続にあたっていずれも告知されなかった。

(2) 同年６月から７月にかけての B 病院での受診内容、同年８月の C 病院での受診内容は告知事項に該当するが、契約②の申込手続にあたっていずれも告知されなかった。

(3) 申立人が上記(1)(2)を正しく告知していれば、当社は契約①②のいずれも引き受けていなかった。

(4) 申立人が告知した内容は、申立人に告知内容の控えとして電子交付した上でその内容を申立人に確認してもらっており、当社が改ざんすることは不可能である。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約①②の申込手続時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情

も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。